

2006年1月20日
株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社みずほコーポレート銀行
みずほ証券株式会社

誤発注に係る再発防止に向けた改善策の策定について
(「業務改善命令を受けた報告書」の提出)

みずほ証券株式会社(以下 みずほ証券)による、昨年12月8日のジェイコム株式会社様の株式に係る売買取引における誤発注により、市場の混乱を招いたこと、また、関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今回の誤発注につきまして、みずほ証券は、金融庁から業務改善命令(平成17年12月22日付)を受けております。みずほ証券は、自らの業務運営体制の見直しに向けて、再発防止を含めた改善策を検討してまいりました。また、昨年12月に発足した外部有識者を中心とした特別委員会からの報告も踏まえ、再発防止のためのシステムの改善や運用面での見直しなど抜本的改善策を取りまとめました。なお、改善策については、本日、金融庁に「業務改善命令を受けた報告書」として提出いたしております。

みずほ証券は、この度の業務改善命令を真摯に受け止め、今後、改善策の内容を着実に履行し、再発の防止に努めてまいります。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループは、今後、改善策の内容をみずほ証券に着実に履行させるとともに、グループ経営管理をより一層強化しガバナンスの向上に努めてまいります。

みずほ証券が、本日取りまとめた改善策(「業務改善命令を受けた報告書」)の要旨は下記の通りです。

記

1. 新規上場銘柄の発注時における当面の対応策の実施について

○株式等の発注システムに係る抜本的な改善策及び危機管理態勢を実施するまでの間、以下のような当面の対応策を実施いたしております。

- (1) 金融法人各部等において発注業務担当者を指名し、セールスによる発注業務を禁止することにより、営業と発注業務を分離
- (2) 新規上場銘柄発注時におけるルールを厳格化(発注者以外の別の担当者による入力内容確認等)するとともに、教育研修による注意喚起の徹底を実施
- (3) 新規上場銘柄の初値形成前の異常注文の発生状況や大口注文状況等をリアルタイムでモニタリング
- (4) 警告が表示された場合に、発注者以外が警告の内容を確認して、警告解除承認を行うことをルール化

2. 株式等の発注システムの設計・運用改善のために必要な計画について

○3月末までに株式等発注システムの仕様を主として以下の点について改善いたします。これにより発注時のチェック機能の有効性を高め、人為的な入力ミス等による誤発注に対するシステムのガードを強化いたします。なお、市場動向、今後の環境変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行ってまいります。

- (1) 発注不可となる上限金額及び上限数量を変更
- (2) 発行済み株式総数を基準とした上限数量の設定
- (3) 新規上場銘柄の初値形成前のチェック機能の強化
- (4) 重要度の高い警告については有資格者でなければ解除できないよう手続を保守化
- (5) 画面大型化や警告音発出等の警告表示方法の改善

○発注者の入力ミス等を抑制できるよう、1月末までに端末操作に関する研修の強化や業務体制の見直し等を実施し、システムの運用環境を改善いたします。

- (1) 研修の強化
 - 「エクイティ業務研修室」を新設し習熟度に応じた研修プログラムを実施
 - 「人事部オペレーション・トレーニング室」を新設し、端末講習を制度化
- (2) 異常注文の早期発見
 - 「トレード監視室」を新設し、株式等の売買発注状況を監視
- (3) 業務体制の見直し
 - 「営業サポート室」を新設し、業務精通者による管理を強化

3. 大規模な誤発注などの緊急事態への対応に関する改善策について

○大規模な誤発注などの緊急事態に対して、顧客・市場等への影響を極力最小限に留め、かつ早期に解決すべく、以下のような改善策・対応策を策定・実施し、危機管理態勢を構築いたします。

- (1) 取引所等の緊急連絡先リストの作成及び専用電話回線の設置
- (2) 大規模な過誤注文等に関するマニュアル制定および緊急時における処理等に関する指示・連絡システムの明確化
- (3) 緊急事態発生時に適時・適切な情報開示を行うための意思決定プロセスの見直し
- (4) 非常時の対応訓練計画の策定、定期的な対応訓練の実施

4. 内部管理体制及び経営管理態勢の充実・強化

○経営陣が率先して、以下のとおり全社的に内部管理体制並びに経営管理態勢の充実・強化を図ってまいり所存であります。

- (1) 経営陣がこれまで以上に株式関連業務への関与を深めることを目的としたエクイティ委員会の新設（委員長：社長）
- (2) コンプライアンスに関する事項（体制強化、事故等の事実確認、原因究明、再発防止等）を審議するコンプライアンス委員会の新設（社外有識者を招聘）
- (3) 全社的なオペレーショナルリスク管理体制の高度化
- (4) 発注業務に係る監査の強化、内部監査部門の増員、システム監査の高度化等による監査態勢の強化

5. 責任の明確化

○昨年12月8日のジェイコム株式会社様の株式に係る売買取引における誤発注に対する責任を重く受け止め、別紙の通り処分を行いました。

以 上

ジェイコム株誤発注に伴う処分について

1. 関係役員報酬減額

- ・ みずほフィナンシャルグループ
 - 取締役社長 前田 晃伸 月額報酬の30% × 1ヶ月
 - 常務取締役 1名 月額報酬の10% × 1ヶ月

- ・ みずほコーポレート銀行
 - 取締役頭取 齋藤 宏 月額報酬の30% × 1ヶ月

- ・ みずほ証券
 - 取締役社長 福田 眞 月額報酬の50% × 3ヶ月
 - 取締役副社長 3名 月額報酬の25%~30% × 3ヶ月
 - 常務執行役員 2名 月額報酬の10% × 3ヶ月

2. 職員処分

- ・ みずほ証券
 - 職員11名 譴責・戒告・嚴重注意

以上